

## 鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市SDGs未来都市計画（令和3年8月2日策定）に基づき、ステークホルダーである市民、企業、団体等が当該計画に沿って行う取組を総合的に支援することにより、本市におけるSDGsの推進に資することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱における、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際指標のことをいう。
- (2) ワークেশョン 都市部等に在住する企業人材やフリーランス等が、普段の職場とは異なる場所で、テレワークや企業研修、会議等の仕事を行いながら休暇と両立する柔軟な働き方のことをいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術を利用して時間や場所を有効に活用する柔軟な働き方のことをいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 鳥取市SDGs未来都市計画の取組に共感・賛同する企業、団体であること。ただし、別表第1欄(2)に掲げる事業については、農業を営む個人も補助対象者に含むこととする。
- (2) 鳥取市内に事業所（個人の場合にあっては、住所）を有すること。
- (3) 次に掲げる市税等を滞納していないものであること。

ア 市税

イ 国民健康保険料

ウ 後期高齢者医療保険料

エ 介護保険料

オ 保育所保育料

カ 下水道使用料

キ 下水道受益者負担金

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業であり、かつ別表第2欄に掲げる要件を満たす事業とする。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3欄に掲げる経費（ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）とする。

(補助金の算定等)

第7条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第4欄に定める補助率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表第5欄に定める額を限度額とする。

(交付申請)

第8条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は様式第1号とし、同条第4号に掲げる書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 申請者の概要が把握できる資料（会社概要、企業パンフレット等）（個人の場合は不要。）
- (2) 事業計画の概要が把握できる資料（図面、見積書、契約書、パンフレット等）
- (3) 市税等納付状況確認同意書（様式第2号）

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に影響を及ぼすと認められる変更

(概算払)

第11条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、概算払により交付することができる。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第12条の規定による報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は令和5年2月15日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、令和5年3月10日までに行うものとする。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第3号によるものとする。

(申請方法)

第13条 第8条及び前条の規定による申請及び報告は、鳥取市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年鳥取市条例第1号）に基づき、電子情報処理組織を用いて行うことができる。この場合において、電子情報処理組織を用いた申請は、とっとり電子申請サービスに

よるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

別表（第5条、第6条、第7条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業要件	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
<p>(1) SDGs意識向上事業 民間事業者等が行うSDGsに対する意識向上に繋がる仕組みづくり（啓発用アプリの構築や普及グッズの開発等）に係る経費の一部を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取を舞台にしたアイデアであり、県内だけでなく県外へも広く展開できること。</li> <li>・商品化された場合、補助金交付後も最低5年間はビジネスとして事業継続すること。</li> <li>・本市が行う情報発信について、全面的に協力すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の企画及び試作開発用の原材料費</li> <li>・新たな包装パッケージに係るデザインの外注費</li> <li>・業務システム開発のための外注費</li> </ul> <p>※販売に係る経費は対象外とする。</p>	1/2	1,000千円
<p>(2) リサイクル材活用型農業生産拡大事業 環境に優しく生産性の高い農業生産を推進するため、地元リサイクル材を活用した農業の実施に係る経費の一部を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入した場合と導入していない場合の効果が比較できる方法で実施すること。</li> <li>・導入後も継続して農業経営を行うこと。</li> <li>・導入後の結果を市が活用することについて、全面的に協力すること。</li> <li>・活用するリサイクル材は、鳥取県内で生産されているリサイクル率100%の製品であって、収穫量の拡大又は労働生産性の向上に繋がる製品であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル材の購入費</li> <li>・農業においてリサイクル材を活用するために直接必要な経費（人件費は除く。）</li> </ul>	1/2	500千円
<p>(3) 交流・研修施設用設備投資支援事業 本市でワーケーションを行う企業や個人が、テレワークや地域交流に活用するための交流・研修施設の整備に係る経費の一部を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設にテレワーク設備を導入するだけの簡易的な事業を対象とする。（施設の新築に係る経費は対象外）</li> <li>・本事業の趣旨に賛同し、積極的にワーケーションの受入を行うこと。</li> <li>・環境に配慮した経営に努め、最低5年間は事業継続すること。</li> <li>・本市が行う情報発信について、全面的に協力すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高速通信環境整備に係る経費（無線環境の構築を含む。）</li> <li>・ウェブ会議システム導入・運用に必要となる経費</li> <li>・テレワークを行ううえで必要となる備品等の経費</li> <li>・交流・研修のために必要となる机・椅子等の経費</li> </ul> <p>※既存機器の単純な更新経費、建物の改修経費、施設の運用経費（ランニングコスト）は対象外とする。</p>	2/3	1,000千円

※それぞれの補助対象事業につき、1補助対象者につき1回の申請を限度とする。

鳥取市SDGs未来都市推進事業 実施計画書

1 申請者の概要

企 業 名		代 表 者	
所 在 地	〒		
担 当 者			
電 話 番 号		FAX 番 号	
E-mail			
ホ-ムペ-ジ			
従 業 員 数		名	資 本 金
			千円
業 種 名			

2 事業計画の概要

(1) 事業区分 (要綱別表第1欄中い ずれかを記載するこ と)	
(2) 事業の内容	
(3) 実施予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(4) 事業の目的・背 景	
(5) 期待される効果	

### 3 収支予算

#### (1) 収入の部

区 分	事業全体費 金額 (円)	うち補助対象経費 金額 (円)	説 明
自己資金			
本補助金			
計			

#### (2) 支出の部

区 分	事業全体費 金額 (円)	うち補助対象経費 金額 (円)	内訳・説明
計			

(注1) 補助対象経費の金額は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記入すること。

(注2) 変更申請に際しては、変更前の金額を上段に ( ) で記載すること。

### 4 添付資料

(1) 申請者の概要が把握できる資料 (会社概要、企業パンフレット等) (個人の場合は不要。)

(2) 事業計画の概要が把握できる資料 (図面、見積書、契約書、パンフレット等)

様式第2号（第4条関係）

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住 所  
企 業 名  
氏 名 ⑩  
(自署の場合は押印不要)  
生年月日 年 月 日生

市税等納付状況確認同意書

私は、鳥取市SDGs未来都市推進事業支援補助金の申請に伴い、私の市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）の納付状況について、鳥取市が確認することに同意します。

鳥取市SDGs未来都市推進事業 実施報告書

企業名：

1 事業の実績概要

(1) 事業区分 (要綱別表第1欄中いずれかを記載すること)	
(2) 事業の成果・効果 (数値を用いて具体的に)	
(3) 今後の課題・取り組み等	

2 事業実施完了日 年 月 日



### 3 収支決算

#### (1) 収入の部

区 分	事業全体費 金額 (円)	うち補助対象経費 金額 (円)	説 明
自己資金			
本補助金			
計			

#### (2) 支出の部

区 分	事業全体費 金額 (円)	うち補助対象経費 金額 (円)	内訳・説明
計			

(注1) 補助対象経費の金額は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記入すること。

### 4 添付書類

- (1) 支払に係る証憑書類等の写し
- (2) その他本事業に係る関係書類